

税務署で相談してください

市の申告会場で相談
できない申告ってあるの？

相談できない申告もあります。次に記載されている申告相談は、税務署に相談してください。

- ◎譲渡所得(株や不動産などを売却した場合の所得)
- ◎平成 25 年分以前の過年度の申告
- ◎確定損失申告
- ◎住宅借入金等特別控除(連帯債務のある方)の申告
- ◎青色申告
- ◎住宅関連特別控除(特定増改築など)の申告
- ◎消費税・贈与税・相続税 ◎先物取引
- ◎雑損控除の適用を受ける申告
- ◎外国人の方で、被扶養者が祖国にいる方

※その他のケースでも高度な判断を要する場合は、相談の途中でも税務署の申告会場に行っていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告相談に必要なもの

申告には何を持って
いけばいいの？

申告内容に応じてさまざまですが、「所得」や「所得控除」に関する証明書と「印鑑」が必要です。控除を受ける場合には、控除額が確認できる証明書や領収書をご持参ください。

- ◎印鑑
- ◎所得税確定申告書
(税務署から届いている方のみ)
- ◎本人名義の金融機関名(支店名)・口座番号のわかるもの(還付申告を受ける方)

※下の表で対象・必要書類を確認してください

対象	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票(原本)、事業主の支払証明など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受け付けは行っていません
事業所得者・農業所得者・不動産所得者	収支内訳書(必ず記入のうえ持参してください) ※固定資産税を経費として計上する場合は、固定資産税領収済通知書と課税明細書をご参照ください
医療費控除を受ける方	医療費の領収証(原本)、保険などで補てんされた金額の明細書 ※領収書の日付(H26.1.1～H26.12.31)をご確認いただき、受診者や病院ごとに集計してください
社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収証、または納付済額証明書
生命保険料・介護医療保険料・地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料・生命保険料・介護医療保険料控除証明書や地震保険料控除証明書・長期損害保険料控除証明書(平成 18 年末までに契約締結された分)
住宅借入金等特別控除を初めて受ける方	原本：住民票・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 写し：家屋(土地も含む)の登記簿謄本・請負(売買)契約書・その他(認定通知書など)
市外在住者が扶養親族となる方	被扶養者の住所・氏名・生年月日がわかるもの

※収支内訳書などの用紙は、千代田庁舎税務課・霞ヶ浦庁舎税務課浦窓口センター・中央出張所の窓口に設置してあります。なお、農業所得用の収支内訳書は、農協・漁協の窓口にも設置してあります。

所得税・市県民税の
申告はお早めに

市では、日程表のとおり、申告相談などを行います。なお、円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてご来場ください。また、青色申告を行う方、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方などは、税務署に直接相談してください。



申告相談の対象者

申告が必要な人って
どんな人？

平成 27 年 1 月 1 日に市内にお住まいの方は、原則として申告が必要です。

- ◎給与所得者で、勤務先からの給与支払報告書が市役所へ提出されていない方
- ◎主たる給与のほかに収入があった方
- ◎営業・農業・不動産・利子・配当・年金・雑・一時・譲渡などの所得や原稿料、講演料などの収入があった方
- ◎農業所得は、自作・他作にかかわらず耕作収入があった方が対象となります。なお、出荷していなくても収穫があった場合は、農業所得となります。
- ◎収入がなくても、市内在住で申告などをされる方の扶養になっていない場合。なお、扶養になっている方でも、申告者が市外に居住されている場合(単身赴任など)には申告が必要です。
- ◎失業保険・遺族年金・障害年金など非課税所得があった方
※証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童手当受給の基礎資料となりますので、申告が必要です。
- ◎年金から天引きされている社会保険料の他に、普通徴収で社会保険料などを納付されている方
- ◎給与を 2 カ所以上からもらっている方
- ◎その年の給与収入が 2,000 万円を超えている人
- ◎年末調整が済んでいない方 など

- ◇市税や地方税に関するお問い合わせ
■税務課(千代田庁舎)
- ◇所得税や消費税など国税に関するお問い合わせ
■土浦税務署 ☎ 029-822-1100

税金が戻ってくる主な場合

申告すると税金が
戻ってくるの？

確定申告をすると、税金が戻ってくる主な場合

- ◎年間 10 万円を超える医療費を支払った人(医療費控除)
- ◎その年に災害や盗難にあって、住宅や家財に被害を受けた人(雑損控除)
- ◎国や地方公共団体などに寄付をした人(寄付金控除)
- ◎住宅ローンを組んで、その年に住宅を購入したり、増改築をした人(住宅借入金等特別控除)
- ◎中途退職をしたまま再就職しなかった人
- ◎年末調整の際に、所得控除の適用もれがあった人
- ◎所定の要件を満たすマイホームの売却損失が出た場合
- ◎申告納税額の計算上引き切れない源泉徴収税額がある人
- ◎予定納税額が申告納税額より多い人 など

◆市内の申告会場と対象者～指定日以外でも、都合の良い日にご来場ください～◆

各会場の開錠は午前8時です。
午前中の受け付けが80人になり次第、午後の受け付けを開始します。

会場および時間	あじさい館		千代田庁舎	働く女性の家
	9:00～11:30	13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00	9:00～11:30 13:00～16:00
平成27年				
2月13日(金)	*****	*****	*****	市内全地区(還付申告)
14日(土)	*****	*****	*****	*****
15日(日)	*****	*****	*****	市内全地区(還付申告)
16日(月)	*****	*****	*****	市内全地区
17日(火)	*****	*****	*****	市内全地区
20日(金)	*****	*****	*****	市内全地区
21日(土)	*****	*****	*****	
22日(日)	*****	*****	*****	
23日(月)	風返、高賀津、平、宮下、北ノ坊	中道、富士見台、田子内、小津、新屋敷	*****	
24日(火)	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町、柏崎上宿	小常、田端、出戸、芝久保、下高野、下軽部、富士寮	七会地区	
25日(水)	赤塚東、赤塚西、松本	崎浜、加茂団地、平川、御殿	七会地区	
26日(木)	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	七会地区	
27日(金)	西原、深谷中台、男神、上大堤、三ツ木、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地、深谷上郷、深谷下郷	下稲吉・稲吉地区	
28日(土)	*****	*****	*****	
3月1日(日)	市内全地区	市内全地区	市内全地区	
2日(月)	四ヶ村、堤、下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内、幕田	南根本、大成、牧ノ内第二、大和田、サンシャインつくば	下稲吉・稲吉地区	
3日(火)	房中、上高谷第2、上高谷第3、宮馬場、千鳥ヶ丘	八田、兵庫峰、浜、緑ヶ丘、霞台	志筑地区	
4日(水)	有河、牛渡下郷、牛渡上郷、上高谷	根山、柳梅、外葉、松崎、心道学園	志筑地区	
5日(木)	西成井上宿、西成井下宿、西成井横町、上軽部、東京製綱筑波寮、堂山、馬場	馬場山、小原、巽台、酒井住宅、原巻、天王町、金川、荻平、荻平本郷	志筑地区	
6日(金)	新宿、三ツ谷風返、巾木免、飯岡、天神、天神第一、ピソ天神、かんだつ住宅	新生、共栄、大和、希望ヶ丘、鹿ノ山、鹿ノ山第二、東宝ランド、南野	稲吉東・稲吉南・角来地区	
7日(土)	*****	*****	*****	
8日(日)	*****	*****	*****	
9日(月)	坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿、坂有河、西方、折越	志戸崎西一、志戸崎西二、志戸崎西三、志戸崎中、志戸崎東一、志戸崎東二	稲吉東・稲吉南・角来地区	
10日(火)	横須賀、根本前原、北前原、後路、山田	石田、沖ノ内、上根、田伏中台、霞	新治地区	
11日(水)		市内全地区	新治地区	
12日(木)		市内全地区	新治地区	
13日(金)		市内全地区	市内全地区	
14日(土)		*****	*****	
15日(日)		*****	*****	
16日(月)		市内全地区	市内全地区	

土浦税務署からのお知らせ

所得税および復興特別所得税・贈与税の申告および納付の期限は3月16日(月)、消費税および地方消費税の申告および納付の期限は3月31日(火)です。
◇確定申告会場のご案内
新治ショッピングセンター「さん・あぴお」2階
(土浦市大畑1611)

開設期間

2月12日(土)～3月16日(月)(土・日を除く)
※ただし、2月22日(日)・3月1日(日)は開設します。
※開設期間中は、土浦税務署での申告相談は実施しません。土浦税務署の窓口では、申告書の提出、申告書用紙や納付書の交付、現金納付の業務を行っています。
☞受付時間・・・9:00～16:00(混雑状況により、受付終了時間を早める場合があります)
☞相談内容・・・申告相談(所得税や復興特別所得税、個人事業者に係る消費税、贈与税の申告書の作成および提出)
☞不明な点は、土浦税務署にお問い合わせください。「さん・あぴお」へのお問い合わせはご遠慮ください。

◇留意していただきたい点

- ①所得税の確定申告をされる方は、確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れに注意してください。
- ②平成26年分の消費税と地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などにおいて課税取引を事前に適用税率ごと区分し、それを基に計算してください。
- ③平成23年分以後の各年分で、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

確定申告の提出方法

申告会場まで行かないとできないの？

各申告会場で相談するほかにも、郵送や電子申告で提出することもできます。

- ◎申告会場で提出する場合
必要書類(5ページ参照)を持参のうえ、市内の各申告会場または新治ショッピングセンター「さん・あぴお」で提出できます。
※申告会場は大変混雑が予想されます。以下の方法で、ご自身で作成して提出することもできます。
- ◎郵便で提出する場合
自書申告により確定申告書に必要事項を記載して完成した場合は、郵送などで税務署に提出できます。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の案内に従い金額などを入力すると、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成のうえ、源泉徴収票などの必要書類を添付して郵送で税務署に提出できます。
- ◎電子申告で申請する場合
郵送で提出する場合と同様、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書や青色申告決算書などを作成し、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。なお、電子証明書の取得とICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

◇国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>



◇e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



行政改革 推進状況

効 率的かつ効果的な行政運営に積極的に取り組み、歳入確保と歳出の削減による財政の健全化など徹底した行政改革と地域の独自性を生かしたまちづくりを推進するため、第2次行政改革大綱および集中改革プラン(平成22年度～26年度)を策定し、「効率性重視の視点」「市民協働の視点」「市民サービス重視の視点」を基本とし、全庁を挙げて取り組んでいます。 政策秘書課(千代田庁舎)

市民サービス重視の視点

- 1 市民サービスの充実
 - ▶ 施設開館時間の変更
利用者のニーズを踏まえ、図書館の開館時間を平成26年度から午後6時まで延長することとしました。
 - 2 時代に対応した行政運営
 - ▶ 環境対策
内部会議でタブレット端末を使用したペーパーレス会議を31回実施し、コピー用紙などの削減を図りました。
 - ▶ 新電力制度の活用
市内48施設について、平成24年7月から特定規模電気事業者と電力需給契約を締結し、電気料金の削減を図りました。

市民協働の視点

- ▶ 市民と行政の協働によるまちづくり
市民の参加意識の向上と参加機会の充実を図るため、市民懇談会を5会場で開催(108人参加)し、住民参加のまちづくりを推進しました。

効率性重視の視点

- 1 事務事業の見直し
 - ▶ 事務事業の再編・整理
平成24年度に実施した406事業の事務事業の評価を行い、その内3つのテーマを設け、関連する5事業を対象に「事業仕分け」を実施。事業の必要性や実施方法を公開の場で外部の視点から評価しました。
 - ▶ 経常経費の削減
平成25年度決算における経常収支比率は目標(90%以下)を下回る84.6%となりました(平成20年度決算対比25%削減 12,787千円の削減)。
 - ▶ 補助金の見直し
平成25年度決算における補助金(経常分)は平成20年決算対比で17.6%削減(77,845千円)しました。さらに、実情に合わせた制度の見直しを実施し、事業費助成型制度に改正しました。
 - 2 歳入の確保
 - ▶ 未利用財産の売却・貸付など
旧志士庫保育所跡地7筆の公売を実施し、2,880千円の収入がありました。
 - ▶ 広告料収入の範囲拡大
広報誌や市ホームページへの有料広告掲載により、1,052千円の収入があり、自主財源の確保につながりました。
 - ▶ 収納率向上
過年度分保育料について、納税推進課と情報共有を強化し、目標(30%)を上回る収納(33.1%)を達成しました。
 - ▶ 茨城県租税債権管理機構の活用
移管件数24件 34,038千円の収入がありました。
 - ▶ 公共施設の効果的活用と適正な維持管理改革の策定
地方自治研究機構と共同で調査研究を行い、成果を取りまとめた報告書を作成しました。

←かすみがうら市の行政改革への取組状況などは、かすみがうら市ホームページで随時更新していますので、ご覧ください。 ④ QRコードでもご覧いただけます。



公共施設の更新問題③ 「まちの魅力」や 「市民生活の質」が 高まる公共施設へ

か すみがうら市では、30年先を見通した公共施設などのあり方について、検討を進めています。平成26年度は、「公共施設等総合管理計画」として、全体的な基本方針・基本計画(総論)を取りまとめ、平成27年度からは市民の皆さんにも参加いただきながら、具体的な実行計画(各論)を策定し、基本理念の実現に向けた事業を推進していく予定です。

今月号では、現在取りまとめを進めている計画の構成と基本方針のイメージの検討状況をお知らせします。

政策秘書課(千代田庁舎)

公共施設等総合管理計画

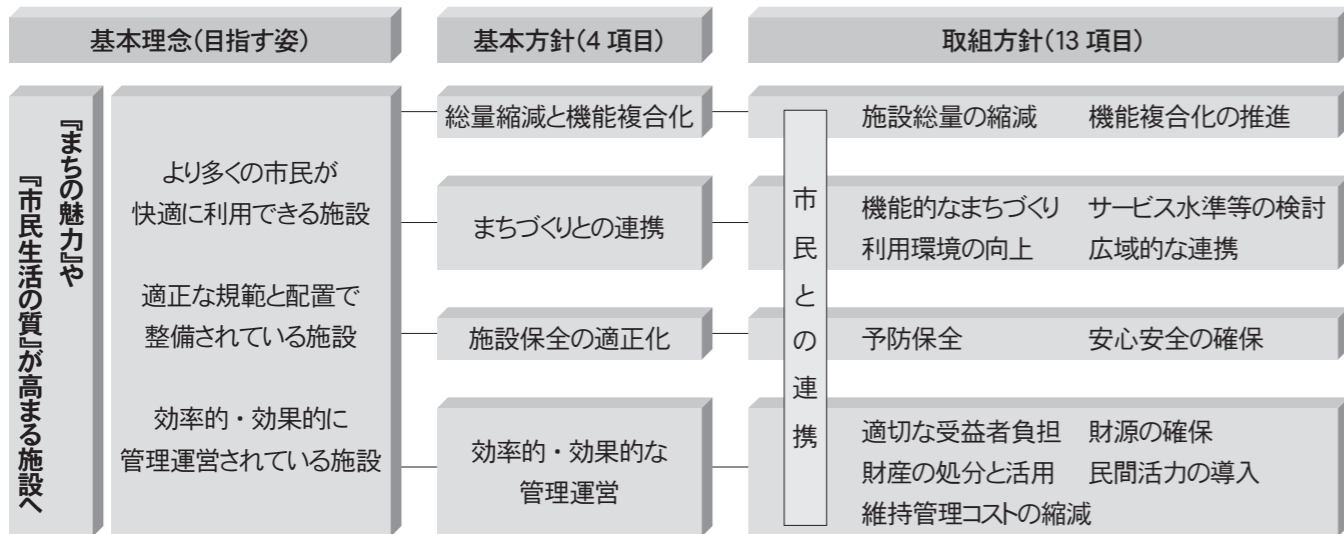
「仮称・公共施設等マネジメント基本計画」の構成と基本方針イメージの検討状況

第1章 公共施設等の現状と課題

第2章 公共施設等マネジメントの基本方針

○計画期間 基本方針▶ 2015年度～2044年度 基本計画▶ 2015年度～2024年度(第1期)

○基本方針(↓イメージ図)



第3章 施設分類別の現状と方向性

- 施設分類別の課題
- 主な公共施設の課題と方向性
公民館、スポーツ施設、小学校、保育所、児童館、保健センター、公園施設、上水道、下水道、道路・橋梁 など

第4章 基本計画の実現に向けて

○計画のロードマップ ○計画の推進体制

▼アンケートへの協力
ありがとうございます

市民の皆さんと問題意識を共有しながら公共施設などのあり方を考えていくため、平成26年10月に市民2000人を対象にアンケート調査を実施しました。現在、皆さんからのご意見を踏まえながら、計画素案の全体的な取りまとめを進めています。

↑アンケートの結果は、かすみがうら市ホームページ「公共施設の更新問題」特設ページをご覧ください。か、QRコードを読み取りください。

▼意見公募などを
実施する予定です

基本方針・基本計画の素案がまとまりしだい、意見公募手続き(パブリックコメント)を実施する予定です。意見の提出方法などは、かすみがうら市ホームページや主要な公共施設でお知らせしますので、皆さんのご意見をお待ちしています。